

東北医科薬科大学学則

昭和35年4月1日
制定

改正	昭和38年4月1日	昭和39年7月1日
	昭和40年4月1日	昭和41年4月1日
	昭和42年4月1日	昭和46年4月1日
	昭和46年9月1日	昭和55年4月1日
	昭和55年9月1日	昭和58年4月1日
	昭和60年4月1日	昭和61年4月1日
	昭和63年4月1日	平成2年4月1日
	平成3年4月1日	平成3年12月1日
	平成4年4月1日	平成5年4月1日
	平成6年4月1日	平成7年4月1日
	平成8年4月1日	平成9年4月1日
	平成10年4月1日	平成11年4月1日
	平成12年4月1日	平成14年4月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	平成27年4月1日
	平成28年4月1日	平成30年4月1日
	令和2年4月1日	令和3年5月22日
	令和3年10月21日	令和5年7月27日
	令和5年10月19日	

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 東北医科薬科大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学及び薬学に関する理論と応用の教授研究を行い、専門的な知識と能力及び高い倫理性を身につけた高度医療を支える医師及び薬剤師並びに医学と薬学の領域にまたがる生命科学に関する高度の専門知識を有する研究者及び技術者を養成することを目的とし、医学及び薬学の進展を図り、人類の福祉と地域医療の充実等に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価等)

第1条の2 本大学は、その教育研究の水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、これらを実施するため自己点検・評価委員会を設置するものとする。

3 自己点検・評価規程及び自己点検・評価委員会規程は、別に定める。

4 本大学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

第1条の3 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(組織・収容定員)

第2条 本大学に、医学部医学科並びに薬学部薬学科及び薬学部生命薬科学科を置き、それぞれの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	学科	入学定員	収容定員
医学部	医学科	100名	600名
薬学部	薬学科	300名	1800名
	生命薬科学科	30名	120名

- 2 本大学に、大学院を置く。
- 3 大学院に関する学則は、別に定める。

(教育研究上の目的)

第2条の2 医学部医学科（以下「医学科」という。）においては、医学に関する高度の専門的知識を修得させるとともに、日々発展する先進的な医学への探求心を育み、地域医療に貢献できる医師の養成を主たる教育研究目的とする。

- 2 薬学部薬学科（以下「薬学科」という。）においては、医療人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、先進的な薬物療法を探究するとともに疾病の予防・治療及び健康増進に積極的に参画する意識と実践力を備え、地域医療に貢献できる薬剤師の養成を主たる教育研究目的とする。

- 3 薬学部生命薬科学科（以下「生命薬科学科」という。）においては、薬学・生命科学に携わる人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、医学と薬学の2つの領域にまたがる生命科学を探究するとともに高度の専門知識を修得し、健康に関する様々な分野で活躍する人材の養成を主たる教育研究目的とする。

(修業年限・在学年限)

第3条 医学科及び薬学科の修業年限は6年とする。ただし、12年を超えて在学することはできない。

- 2 生命薬科学科の修業年限は、4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

(学年・学期・休業日)

第4条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

- 2 学年を、次の二期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 3 休業日は、次のとおりとする。

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

春季休業 3月1日から4月5日まで

夏季休業 8月1日から9月15日まで

冬季休業 12月15日から翌年1月6日まで

- 4 休業日において、必要があるときは、授業を行うことがある。
- 5 春季、夏季及び冬季の休業期間は、必要により変更することがある。
- 6 臨時休業は、その都度定める。

第2章 教育課程・授業科目・履修方法

(教育課程)

第5条 本大学の教育課程は、その授業科目を次のとおり定める。

医学科 基礎教養科目、準備教育科目、行動科学、社会医学、基礎医学、臨床医学、前臨床実習、臨床実習及び統括講義

薬学科 総合科目（教養科目、社会薬学科目）、専門科目（基礎薬学科目、医療薬学科目、衛生薬学科目、臨床薬学科目、実習科目及び卒業研究）

生命薬科学科 総合科目、専門科目（化学系薬学科目、生物系薬学科目、医療系薬学科目、実習科目及び卒業研究）

(授業科目・履修単位)

第6条 授業科目を、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

- 2 授業科目及び履修単位は、医学科にあつては別表1—1、薬学科にあつては別表1—2、生命薬科学科にあつては別表1—3の教育課程年次別単位配当表のとおり定める。

(授業の方法)

第7条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業を実施する授業科目については別に定める。
- 4 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位計算の基準)

第7条の2 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第8条の2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(履修単位)

第9条 在学中に履修しなければならない単位は次のとおりとする。

医学科

基礎教養科目	19.5単位以上
準備教育科目	7.5単位以上
行動科学	4.5単位
社会医学	11単位
基礎医学	34.5単位
臨床医学	42単位以上
前臨床実習	15.5単位
臨床実習	78単位
統括講義	7.5単位
総計	220単位以上

薬学科

総合科目	38単位以上
専門科目	148単位以上
総計	186単位以上

生命薬科学科

総合科目	35単位以上
専門科目	89単位以上
総計	124単位以上

- 2 履修方法等については、医学科にあつては医学部教授会が、薬学科及び生命薬科学科にあつては薬学部教授会が別に定める。

第3章 試験・卒業・学位

(試験及び単位修得の認定)

第10条 各科目の授業実施時間数の3分の2以上出席し、かつ試験に合格の成績を得たときは、その授業科目の単位を修得したものとする。ただし、教授会が必要と認めるときは、平常の課題等の成績をもって試験に代えることができる。

- 2 試験及び単位修得の認定については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った大学以外(短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修)の教育施設等における学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学、転科等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

4 前3項に関する必要な事項は、別に定める。

(試験の時期)

第11条 授業科目の試験は、原則として学期末に行う。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、学期末以外の時期に試験を実施することができる。

(成績の評価)

第12条 成績は、秀、優、良、可、不可の順とし、可以上を合格、不可は不合格とする。

(卒業の認定)

第13条 本大学に、医学科及び薬学科は6年以上、生命薬科学科は4年以上在学し、第9条に定める所定の単位を修得した者は卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

2 第9条に定める卒業要件として修得すべき単位数のうち、第7条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(学位)

第14条 本大学の卒業者には、次のとおり学位を授与する。

(1) 医学科卒業者には、学士(医学)を授与する。

(2) 薬学科卒業者には学士(薬学)を授与する。

(3) 生命薬科学科卒業者には学士(薬科学)を授与する。

第4章 職員組織・教授会

(職員組織)

第15条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

2 本大学に、事務職員、医療職員、技能職員を置く。

3 前項のほか、副学長その他必要な職員を置くことができる。

4 病院の職員組織は、別に定める。

(教授会)

第16条 本大学の医学部及び薬学部、に、教授会を置く。

2 教授会は、学部長及び学部、に所属する教授をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、他の教職員を加えることができる。

4 教授会は、学長が定める次の事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 教育課程及び試験に関すること。

(4) 学生の賞罰に関すること。

(5) 教授、准教授、講師及び助教の資格審査に関すること。

(6) 学則に関すること。

(7) 前号までに掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下、本条において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 教授会は学長等が必要と認めたとき、若しくは構成員の3分の2以上の要求があったとき、これ

を開く。

7 本条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

(名誉称号)

第17条 本大学に、名誉学長及び名誉教授を置くことがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学・編入学・休学・復学・退学・転学・転科・除籍・復籍

(入学期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 専修学校の高等課程（就業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(出願手続)

第20条 入学を志願する者は、入学願書及びその他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(選考)

第21条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者にその旨を通知する。

2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第22条 次の各号の一に該当する者が、本大学（医学科を除く。）に編入学を願い出たときは、学長は欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 大学又は短期大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
- (3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (4) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者又はこれに準ずる者
- (5) 専修学校の専門課程を修了した者で、文部科学大臣の定めるところにより大学への編入学の資格を認められた者

2 編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第23条 入学、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書、保証書及び所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。

(入学許可等)

第24条 前条第1項に定める手続及び第30条の入学金等の納付が完了した者に入学を許可する。

2 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に列席しなければならない。

(休学)

第25条 疾病その他の事由で引き続き3か月以上修学ができない者は、休学を願い出ることができるものとし、その期間は、在学年数に算入しない。

2 前項により休学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の願書を提出して、学長の許可

を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとする場合は、医師の診断書を添えなければならない。

3 前2項にかかわらず、本大学が、疾病その他特別の事由があると認める者に休学を命ずることができる。

4 休学の期間は、休学を許可された日から、原則として、当該学期末又は当該年度末までとする。

5 休学の期間は、通算して医学科及び薬学科においては6年間、生命薬科学科においては4年間を超えることができない。

(復学)

第26条 休学中の者が復学しようとする場合は、学長に願い出てその許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学・転学・転科)

第27条 退学しようとする者は、その事由を付して保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。

2 本大学から他の大学へ転学を希望する者は、学長に願い出てその許可を得なければならない。

3 本大学において、転科を希望する場合には、選考のうえ、許可する場合がある。ただし、定員に欠員のある場合に限る。

4 転科に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第27条の2 前条第1項においてやむを得ない理由により退学した者が、1年以内に再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。

2 再入学の学年は、退学時の学年とし、再入学時期は、学年の始めとする。

3 退学前の在学年数と休学期間は、累積通算されるものとする。

(除籍)

第28条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを除籍することができる。

(1) 第25条第5項に定める休学期間に達しても復学できない者

(2) 第3条に規定する在学年限を経てなお所定の課程を修了できない者

(3) 同一学年に2年在学しなお修了できない者

(4) 授業料、在籍料、その他の納付金を所定の期日までに納付しない者で、なおかつ督促を受けてから30日以内に納付しない者

(5) 在籍中に死亡した者

(復籍)

第28条の2 前条第4号により除籍された者が14日以内に復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が許可することができる。

第6章 入学検定料・入学金及びその他の納付金・授業料・在籍料

(入学検定料)

第29条 入学、編入学を志願する者は、願書に添えて別表2—1及び別表2—2に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金及びその他の納付金)

第30条 入学試験、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに別表2—1及び別表2—2に定める入学金及びその他の納付金を納付しなければならない。ただし、第27条の2に定める者については、免除することがある。

(授業料及びその他の納付金)

第31条 授業料及びその他の納付金は、別表2—1及び別表2—2に定めるとおりとし、次の2期に分納することができる。

第1期 4月1日から5月31日まで

第2期 10月1日から11月30日まで

2 休学期間が学期の全期間にわたる場合は、その学期の授業料、施設設備費、教育充実費は免除する。ただし、別表2—1及び別表2—2に定める在籍料を納入しなければならない。

3 第22条に定める者は、新入学生に準じて納付しなければならない。

(納付金の返付)

第32条 前条にかかる既納の納付金は、返付しない。ただし、入学手続きを完了した者で、所定期日までに入学辞退の届出をした場合は、納付した施設設備費を返付する。

第7章 委託研究生・科目等履修生・研究生・特別聴講学生・外国人特別学生

(委託研究生)

第33条 公共団体その他の機関から、本大学の特定科目につき研究従事の委託をされた者がある場合は、選考の上、委託研究生として入学を許可することがある。

2 委託研究生が研究に従事した特定科目につき、その研究事項について証明を願い出た場合は、証明書を交付する。

(科目等履修生)

第34条 本大学の学生以外の者で、本大学において開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者がある場合には、本大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生としてその入学を許可することがある。

2 科目等履修生規程は、別に定める。

(研究生)

第35条 本大学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がある場合には、本大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第35条の2 本大学と単位互換協定のある大学又は短期大学の学生で、本大学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、単位互換協定に基づき特別聴講学生として科目の履修を許可することができる。

2 本大学学生が本大学と単位互換協定のある大学又は短期大学において特別聴講学生として修得した科目については、本大学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

3 他大学の特別聴講学生については、単位互換協定に基づき試験その他の本大学が定める適切な方法により学修の成果を評価の上、単位を与えることができる。

4 本大学の特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(外国人特別学生)

第36条 第19条に定める入学資格のない外国人で、外務省在外公館又は本邦所在外国公館から推薦された者に限り、高等学校卒業程度でその性行学力を考査の上、外国人特別学生として定員外に入学を許可することがある。

2 外国人特別学生で所定の課程を修了した場合には、証明書を交付する。

(納付金)

第37条 委託研究生、科目等履修生及び研究生の納付金は、別表2—1及び別表2—2のとおりとする。

2 外国人特別学生は、新入学生に準じて納付しなければならない。

3 特別聴講学生の納付金は、単位互換協定に基づき徴収しないものとする。

(学則の準用)

第38条 本章に規定する場合を除き、第4条、第7条から第12条まで（第9条第1項及び第10条の2を除く）、第18条、第32条、第41条及び第42条の規定は、委託研究生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人特別学生にこれを準用する。

第8章 公開講座

(公開講座)

第39条 本大学において、公開講座を行うことがある。

第9章 附属施設

(附属図書館)

第40条 本大学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(附属病院)

第40条の2 本大学に、次の附属病院を置く。

- (1) 東北医科薬科大学病院
- (2) 東北医科薬科大学若林病院
- 2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。
(薬用植物園)

第40条の3 本大学に、薬用植物園を置く。

- 2 薬用植物園に関し必要な事項は、別に定める。
(保健管理センター)

第40条の4 本大学に、保健管理センターを置き、学生及び教職員の健康管理を行う。

- 2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。
(その他教育施設等)

第40条の5 本大学に、その他必要な教育研究施設等を置くことができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第41条 学業成績が特に優秀な者又は特に善行のあった者に対しては、これを表彰することがある。

(懲戒)

第42条 学則に違反した者及び学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒に処する。

- 2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学の4種とする。
- 3 前項に定める退学は、次の各号の一に該当する者に科す。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく引続き1年以上欠席した者
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒に関する手続きは、別に定める。

第11章 雑則

(改正)

第43条 本学則の改正は、教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

附 則

- 1 本学則は、昭和35年4月1日から施行する。
附 則 (昭和38年4月1日)
- 1 本学則は、昭和38年4月1日から施行する。
附 則 (昭和39年7月1日)
- 1 本学則は、昭和39年7月1日から施行する。
附 則 (昭和40年4月1日)
- 1 本学則は、昭和40年4月1日から施行する。
附 則 (昭和41年4月1日)
- 1 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。
附 則 (昭和42年4月1日)
- 1 本学則は、昭和42年4月1日から施行する。
附 則 (昭和46年4月1日)
- 1 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。
附 則 (昭和46年9月1日)
- 1 本学則は、昭和46年9月1日から施行する。
附 則 (昭和55年4月1日)
- 1 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

ただし、昭和55年3月31日に在籍している者は第5条、第6条、第9条第1項、第25条及び第28条の規定にかかわらず従前の例によるものとする。尚、従前の学則上学士試験とあるものは卒業論文と読み替え、単位は2単位とする。

附 則 (昭和55年9月1日)

- 1 本学則は、昭和55年 9 月 1 日から施行する。
附 則（昭和58年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。
附 則（昭和60年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。
附 則（昭和61年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。
附 則（昭和63年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、昭和63年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 2 年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 3 年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 3 年12月 1 日）
- 1 本学則は、平成 3 年12月 1 日から施行する。
附 則（平成 4 年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 5 年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 6 年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条及び第28条の 2 の規定は、平成 6 年 3 月31日現在の在籍者にも適用する。
附 則（平成 7 年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条の規定は、平成 7 年 3 月31日現在の在籍者にも適用する。
附 則（平成 8 年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 9 年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成10年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成10年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成11年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成12年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成14年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成15年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成16年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成17年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成18年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成18年 3 月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。
附 則（平成19年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成20年 4 月 1 日）
- 1 本学則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。
ただし、平成21年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（平成22年4月1日）

- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

- 1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

- 1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日改正）

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日改正）

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、令和2年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（令和3年5月22日改正）

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、令和4年度から令和6年度までの薬学部生命薬科学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学定員	30名	30名	30名
収容定員	150名	140名	130名

附 則（令和3年10月21日改正）

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第31条第2項の規定は、令和4年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（令和5年7月27日改正）

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、令和6年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（令和5年10月19日改正）

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、令和6年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

別表 1－1

医学科カリキュラム配当表（6年制）

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単 位 数	択 必 の 修 別 選	1年		2年		3年		4年		5年		6年		備 考
					前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
基礎 教養 科目	倫理学	1前	1	必	1												
	心の科学	1前	1	必	1												
	社会学	1前	1	必	1												
	東北を学ぶⅠ	1前	1	必	1												
	東北を学ぶⅡ	1後	1	必		1											
	東北を学ぶⅢ	1後	0.5	必		0.5											
	文章表現と討議	1前	1	必	1												
	スポーツ科学（体育実技）	1前	1	必	1												
	哲学	1後	1	選必		1											
	経済学	1後	1	選必		1											
	法学	1後	1	選必		1											
	からだと健康	1後	1	選必		1											
	地域支援論	1後	1	選必		1											
	文学	1後	1	選必		1											
	ドイツ語Ⅰ	1前	1	選必	1												
	ドイツ語Ⅱ	1後	1	選必		1											
	フランス語Ⅰ	1前	1	選必	1												
	フランス語Ⅱ	1後	1	選必		1											
	中国語Ⅰ	1前	1	選必	1												
	中国語Ⅱ	1後	1	選必		1											
	数学Ⅰ	1前	1	必	1												
	数学Ⅱ	1後	1	必		1											
	医学英語Ⅰ	1前	1	必	1												
	医学英語Ⅱ	1後	1	必		1											
	医学英語Ⅲ	2前	1	必			1										
	医学英語Ⅳ	2後	1	必				1									
	医学英語論文	2後	1	必				1									
	小計（27科目）	—	26.5	—	11	12.5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
準備 教育 科目	生命科学Ⅰ	1前	1	必	1												
	生命科学Ⅱ	1前	1	必	1												
	生命科学Ⅲ	1前	1	必	1												
	情報科学	1前	1.5	必	1.5												
	行動心理学	1前	1	必	1												
	生命科学実習Ⅰ	1前	0.5	必	0.5												
	生命科学実習Ⅱ	1前	0.5	必	0.5												
	生命科学実習Ⅲ	1前	0.5	必	0.5												
	科学ライティング演習	1後	0.5	必		0.5											
	漢方医薬学	2前	1	選			1										
	データサイエンス	2後	1	選				1									
	臨床漢方医学	2後	1	選				1									
	医薬品開発	2後	1	選				1									
	小計（13科目）	—	11.5	—	7	0.5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
行動 科学	医学概論	1前	0.5	必	0.5												
	医療安全・医療倫理学	1後	0.5	必		0.5											
	医療コミュニケーション学	1後	1	必		1											
	患者安全学	4前	1	必							1						
	ハンディキャップ体験演習	1前	0.5	必	0.5												
	早期臨床医学体験学習	1後	1	必		1											
	小計（6科目）	—	4.5	—	1	2.5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
社会 医学	衛生学	1後	1	必		1											
	地域・介護・在宅医療学	2後	1.5	必				1.5									
	公衆衛生学	2後	1	必				1									
	疫学・医学統計学	2後	1	必				1									
	医事法学	3前	1	必					1								
	医療管理学	4前	1	必							1						
	法医学	4前	1	必							1						
	医療情報学	4前	0.5	必							0.5						
	衛生学・公衆衛生学・疫学体験学習	2後	1	必				1									
	地域病院体験学習	2前	0.5	必			0.5										
	地域診療所体験学習	3前	0.5	必					0.5								
	地域介護サービス体験学習	2後	1	必				1									
	小計（12科目）	—	11	—	0	1	0.5	5.5	1.5	0	2.5	0	0	0	0	0	

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位 数	必修 の修 別選	1年		2年		3年		4年		5年		6年		備考
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎医学	細胞生物学	1後	1	必		1											
	医化学	1後	2	必		2											
	免疫学	2後	1.5	必				1.5									
	放射線基礎医学	1後	1	必		1											
	系統解剖学	1後	1	必		1											
	局所解剖学	2前	2	必			2										
	神経解剖学	1後	1	必		1											
	組織学	2前	1.5	必			1.5										
	発生学	2後	1.5	必				1.5									
	微生物学Ⅰ	2前	1	必			1										
	微生物学Ⅱ	2前	1	必			1										
	生理学	2前	3	必			3										
	神経生理学	2後	1.5	必				1.5									
	薬理学	2後	2.5	必				2.5									
	病理学Ⅰ	2後	1	必				1									
	病理学Ⅱ	3前	1	必					1								
	免疫学実習	2後	0.5	必				0.5									
	医化学実習	1後	1	必		1											
	解剖学実習	2前	5	必			5										
	微生物学実習	2前	0.5	必			0.5										
	組織学実習	2前	1.5	必			1.5										
	薬理学実習	2後	0.5	必				0.5									
	生理学実習	2後	0.5	必				0.5									
	神経生理学実習	2後	0.5	必				0.5									
	病理学実習Ⅰ	2後	0.5	必				0.5									
	病理学実習Ⅱ	3前	0.5	必					0.5								
	小計 (26科目)	—	34.5	—	0	7	15.5	10.5	1.5	0	0	0	0	0	0	0	
臨床医学	呼吸器学(内科・外科)	3後	3	必						3							
	腎・泌尿器学	3後	2	必						2							
	循環器学(内科・外科)	3前	3	必					3								
	消化器学(内科・外科)	3前	3	必					3								
	神経学(内科・外科)	3前	3	必					3								
	精神科学	3前	1	必					1								
	内分泌学・代謝学	3前	2	必					2								
	産科学・婦人科学	3前	2	必					2								
	小児科学	3前	2	必					2								
	整形外科	3前	1.5	必					1.5								
	栄養・リハビリテーション学	4前	1	必						1							
	麻酔科学	3前	0.5	必					0.5								
	臨床免疫・アレルギー学	3後	1	必						1							
	血液学	3後	2	必						2							
	皮膚科学	3後	0.5	必						0.5							
	眼科学	3後	1	必						1							
	耳鼻咽喉科学	3後	1	必						1							
	放射線医学	3後	1.5	必						1.5							
	救急・災害医療学	3後	1	必						1							
	乳房外科学	3後	1	必						1							
	臨床検査学	3後	1	必						1							
	感染症・感染制御学	4前	1.5	必							1.5						
	臨床薬理学	4前	1.5	必							1.5						
	腫瘍学	4前	1	必							1						
	高齢者医学	4前	1	必							1						
	救急・災害医療体験学習	3後	1	必						1							
	臨床分子遺伝学	4前	1	必							1						
	医療薬学概論	4前	1	必							1						
	小計 (28科目)	—	42	—	0	0	0	0	18	16	8	0	0	0	0	0	
前臨床実習	病態学演習Ⅰ	2後	1	必				1									
	病態学演習Ⅱ	3前	2	必					2								
	課題研究	3通	4	必						4							
	症候学	4前	4	必							4						
	基礎-臨床統合演習	4前	3.5	必							3.5						
	基本的診療技能	4前	1	必							1						
	小計 (6科目)	—	15.5	—	0	0	0	1	2	4	8.5	0	0	0	0	0	
臨床実習	総合診療学演習	6前	6	必											6		
	診療科臨床実習	4後～5後	64	必									64				
	地域・総括医療実習	6前	8	必											8		
	小計 (3科目)	—	78	—									64		14		
講義統括	統括講義Ⅰ	6前	3.5	必											3.5		
	統括講義Ⅱ	6後	4	必												4	
	小計 (2科目)	—	7.5	—											3.5	4	
合計 (119 科目)		—	231	—	19	23.5	18	22	23	20	20	0	0	64	17.5	4	

	基礎教養 科目	準備教育 科目	行動科学	社会医学	基礎医学	臨床医学	前臨床実習	臨床実習	統括講義
卒業要件	19.5単位以上	7.5単位以上	4.5単位	11単位	34.5単位	42単位	15.5単位	78単位	7.5単位

別表 2－1

医 学 部 納 付 金 一 覧

(単位：円)

	新入学生	委託研究生	科目等履修生	研究生
入学検定料 (一般選抜)	60,000	_____	_____	_____
入学検定料 (大学入学共通テスト利用選抜)	35,000	_____	_____	_____
入学金	1,000,000	_____	_____	_____
施設設備費	1,000,000	_____	_____	_____
授業料	3,000,000	_____	_____	_____
教育充実費	1,500,000	_____	_____	_____

在籍料

(単位：円)

	金 額
休学者の在籍料	750,000 (半期)

医学部履修規程

平成28年4月1日
制定

改正 平成29年4月1日
令和7年4月1日

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、本大学医学部の授業科目における履修、試験及び単位修得の認定等の学修に関わる事項について定める。

(授業科目)

第2条 入学から卒業までに履修する授業科目と学年次については、学則第6条第2項の別表1—1のとおりとする。

2 授業科目の履修は、原則として配当されている学年次において履修するものとする。

(履修申請)

第3条 選択必修科目及び選択科目を履修するにあたっては、所定の手続きにより指定された期日までに申請しなければならない。

(出欠席)

第4条 学生は、履修する全ての授業科目に出席しなければならない。

2 疾病その他止むを得ない事由のため授業科目を欠席した場合は、速やかに担当教員に届出なければならない。ただし、疾病のために欠席した場合は、医師の診断書もしくは病院・診療所を受診した証明となるものを添えることを原則とする。

(単位修得の認定)

第5条 各授業科目の単位修得の認定は、学則第10条の定めによる。

2 実験、実習または実技の科目については、平常の課題等の成績をもって単位修得の認定を行うことがある。

(試験)

第6条 各授業科目の試験は、定期試験、追試験及び再試験に分ける。

2 前項のほか、共用試験（4年次にCBT、臨床実習前OSCE、6年次に臨床実習後OSCE）を実施する。

3 診療科臨床実習を履修できる者は、4年次に実施する共用試験に合格した者のみとする。

4 共用試験の取扱いについては別に定める。

(成績の評価)

第7条 学則第12条に基づく成績の評語の区分は、次の基準とする。

秀 100～90 優 89～80 良 79～70 可 69～60 不可 59～0

2 評価の方法は、授業科目ごとに、シラバスに明記する。

(定期試験)

第8条 定期試験は、学期末に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

2 各授業科目の総授業実施時間数の内、出席が3分の2に満たない者は、その科目の試験を受けることができない。

3 疾病その他止むを得ない事由のため試験を欠席した者は、速やかに医学部事務部教務課に届出なければならない。ただし、止むを得ない事由を示す書類を添えることを原則とする。

(追試験)

第9条 前条第3項により定期試験を受けることができなかった場合には、追試験を行うことがある。

2 追試験の成績は、100点を限度とする。

3 追試験は、原則として1回限りとする。

(再試験)

第10条 定期試験において、不合格の授業科目について、再試験を行うことがある。

2 再試験の成績は、60点を限度とする。

3 再試験を受ける場合には、1科目2,000円の受験料を納付しなければならない。

4 再試験は、原則として1回限りとする。

(試験日程)

第11条 第6条に定める各試験の実施期日その他の事項に関しては、その都度定める。

(進級)

第12条 医学部における進級の条件は、次のとおりとする。

(1) 1年次から2年次への進級

ア 履修する全ての必修科目の単位を修得すること。

イ 履修する選択必修科目のうち、5単位以上修得すること。

(2) 2年次から3年次への進級

ア 履修する全ての必修科目の単位を修得すること。

(3) 3年次から4年次への進級

ア 履修する全ての必修科目の単位を修得すること。

(4) 4年次から5年次への進級

ア 履修する必修科目のうち、診療科臨床実習以外の全ての科目の単位を修得すること。

イ 履修する診療科臨床実習について、学修成果の評価が、教務委員会臨床実習部会において合格の判定を受けていること。

(5) 5年次から6年次への進級

ア 履修する診療科臨床実習の単位を修得すること。

2 前項各号に定められた全ての条件を満たさない場合は、原級に留める。

3 進級は、教授会の意見を聴いて、学長が認定する。

(進級の特例要件)

第13条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、進級に必要な当該学年配当授業科目の一部の単位について修得することができなかった者について、特別の事情があると教授会が認めるときは、進級させることがある。

2 前項の取扱い及び進級時に未修得であった単位の修得については、別に定める。

(再履修・再受講)

第14条 原級に留まった者は、進級に必要な当該学年配当授業科目の全てを再履修しなければならない。この場合、再履修した年度の評価を最終成績とする。

2 前項の規定にかかわらず、原級以前の年度に当該学年の定期試験及び追試験において合格となった授業科目について再履修を免除することがある。

3 前項に規定する再履修の免除は、教授会の意見を聴いて学部長が決定する。

4 学部長は、原級に留まった者に対して、教務委員会の議を経て、必要と認める授業科目について、再受講を命ずることができる。この場合、再受講した授業科目の成績が単位認定の基礎となった成績を上回ったときは、当該授業科目の成績について再評価することができる。

5 再受講した授業科目における試験及び成績評価の取扱いについては、第6条から第10条を準用する。

(卒業)

第15条 卒業の認定は、本学に6年以上在学した者で、学則第9条に規定する単位を全て修得した者に行う。

2 卒業は、教授会の意見を聴いて、学長が認定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、令和6年3月31日に在籍している者には、入学時の規定を適用する。

附 則 (令和7年4月1日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、令和7年3月31日に在籍している者には、入学時の規定を適用する。

学生生活に関する規程

昭和36年4月1日
制定

改正	昭和41年4月1日	昭和44年4月1日
	昭和56年4月1日	昭和58年4月1日
	昭和63年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成28年4月1日
	令和6年12月23日	

(目的)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学における学生生活に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学生証)

第2条 学生は、学生証の交付を受けて必ず携帯し、本学教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

2 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

3 学生証を紛失又は破損したときは、直ちに学長に届け出て再交付を受けなければならない。なお、再交付を受けようとするときは、所定の手数料を納付するものとする。

4 学生証は、卒業、修了、退学、除籍の場合又は有効期間を経過したときは、直ちに学長に返納しなければならない。

(保証人)

第3条 保証人は、原則として学生の父母又は独立の生計を営む成年者とする。

2 保証人は、本学の教育方針に協力し、保証する学生の身上及び授業料その他の債務について、責任を負うものとする。

(学生及び保証人情報の届出)

第4条 学生は、入学後速やかに学生及び保証人の情報を学長に届け出るものとする。

2 前項により届け出た情報に変更が生じたときは、直ちに学長に届け出るものとする。

(健康診断)

第5条 学生は、毎年1回本学が実施する健康診断を受けなければならない。

2 学長は、健康診断の結果必要と認めた者について、治療のため欠席又は休学を命ずることができる。

(団体組織及び課外活動)

第6条 学生が団体を組織しようとするときは、目的及びその構成等を学長に届け出て、承認を受けなければならない。

2 前項の組織には、原則として本学教授、准教授、講師、助教の中から顧問を委嘱するものとする。

3 団体が学外から団体指導者、講演者等を招聘しようとするときは、その期日の1か月前までに学長に届け出て、承認を受けなければならない。

4 団体は毎年、活動継続の届け出をするものとし、指定の期日までに届け出がない団体は休部として扱う。なお、休部の期間は原則として最長1年間とし、再開のための届け出がない場合は解散したものとみなす。

5 学生が、学内外において課外活動をしようとするときは、目的、日時、場所、参加数等を学長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、団体が平常借用している場所で借用目的の範囲内で活動する場合は、届出を要しない。

6 学生が、学外で本学に関係ある名称を使用して各種の催物を開くとき、及び他の主催する催物に参加するとき、又は一般を対象として金銭の収受を伴う行為をするときは、あらかじめ学長に届け出て、その承認を受けなければならない。

7 本条各項において特に大学の機能を害し、学内の秩序を乱すおそれがあると認めたときは、禁止又は解散を命ずることがある。

(掲示、配布)

第7条 学生が、学内に掲示をしようとするときは、あらかじめ学長に届け出て、その承認を得な

ればならない。

2 学生が、印刷物その他物品の配布をしようとするときは、あらかじめ学長に届け出て、その承認を得なければならない。

3 印刷物に学外から広告を取ろうとするとき、又は寄付を受けようとするときは、あらかじめ学長に届け出て、その承認を得なければならない。

4 本条各項において特に不適当と認めたときは、禁止又は保留することがある。

(海外渡航)

第8条 教育の一環で海外へ渡航する場合は、あらかじめ学長に届け出て、その承認を得なければならない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、学務部学生課が担当する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学運営会議の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年4月1日)

1 この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年4月1日)

1 この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年4月1日)

1 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日)

1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月1日)

1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月23日)

1 この規程は、従前の学内規程を一部改正補則し、学生生活に関する規程と改称したものである。

2 この規程は、令和7年1月1日から施行する。